

令和7年度 第1回 総社市入札等監視委員会審議概要

開催日及び開催場所

令和7年6月5日（木）午後2時～午後4時15分

総社市役所6階 会議室602

委 員 委員長 杉野 令

委員 山田 孝延

委員 山本 愛子 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

（事務局）各課で契約している委託料・修繕は66件でした。昨年の同じ期間の件数は92件でしたので、数で26件、率で3割程度減少しています。契約の内容としては、新庁舎で新たに導入される窓口システムの設置業務や、各課での業務に必要なシステムを新庁舎に移転する業務が多く見受けられました。

建設工事・建設コンサルについては44件でした。こちらは前年の同時期が45件でしたのでほぼ同数でした。今回の調査対象期間が年度末でしたので、工期の確保からも早期発注を心掛けたいと思います。

(2) 審議事項

・審議対象案件の審議

（山本委員）今回は随意契約の案件を8件、指名競争入札の案件を1件、一般競争入札の案件を1件、合わせて計10件を審議案件としています。

今回の審議案件の選定にあたっては、大きく3つのテーマで選定しています。

まず予定価格について、予定価格が随意契約の上限額ぎりぎりを予定価格としているもの、予定価格に対し落札率が低いもの、また100%となっているものがありましたので、説明をお願いしたいと思います。

次に公募型プロポーザルで業者選定した案件については、決定の流れについて説明をお願いします。

次に随意契約での業者選定について、随意契約とした理由について説明をお願いします。

主な選定理由については以上です。

抽出案件（審議順）

契約方法	担当課	工事又は業務名
随意契約	ワンストップ課	総社市証明書コンビニ交付システム保守委託業務
随意契約	ワンストップ課	総社市広告付き窓口番号案内表示システム設置業務
随意契約	総務課	総社市リモート窓口システム導入業務
指名競争入札	福祉課	清音福祉センター吸収冷温水機改修修繕
随意契約	観光プロジェクト課	国民宿舎サンロード吉備路 コンベンションホールシャッター修繕
随意契約	地域応援課	清音軽部支線 3004 号道（防護柵）設置業務
随意契約	交通政策課	PIO-NET 回線機器移設に伴う業務
随意契約	交通政策課	総社市新生活交通システム庁舎移転業務委託
随意契約	上水道課	遠方監視装置移設業務
一般競争入札	上水道課	遠方監視システム更新（西部地区）工事

委員からの意見・質問、それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
○総社市証明書コンビニ交付システム保守委託業務 ・本契約とは別に「戸籍証明書等コンビニ交付システム保守委託業務」があるが、その契約と比較するとこちらの委託金額が倍以上となっている理由は何か。 ・同じようなコンビニ交付システムの保守を別々の業者に委託しているが、契約を一本化することはできないのか。 ・他自治体でも別々の業者に委託しているのか。 ・毎年同じ業者に委託となるのか。過去の業務を評価したうえで委託しているのか。 ・委託内容が同じ場合、金額の交渉は可能か。 ・金額での折り合いが付かない場合、他者に代わることはあるのか。	(ワンストップ課) 住民票等の証明書コンビニ交付システム運用にあたり、システムを安全、確実に稼働させるための保守業務を委託するもの。 ・保守の範囲の違いで委託金額が違ってきます。PDFを生成し送信するシステムに加え、コンビニ交付の連携を含む証明書の発行に必要な複数の連携システムの保守を行うため金額が高くなっています。 ・本業務のシステムと戸籍情報を扱う戸籍システムは別のシステムとなり、システム構築業者が別のため、保守業務の委託先も別となります。 ・同じところもあれば、別々もあります。それぞれの自治体で違ってきます。 ・業務実績を評価し再委託しています。 ・交渉は可能です。業者からは人件費が上昇しているので金額を上げてほしいと言われていますが据え置いています。 ・他者ではできないので、保守の内容を見直すなど、業者と協議することになります。
○総社市広告付き窓口番号案内表示システム設置業務 ・従前のシステムはどうであったのか。 ・結果的に1者からの申し込みになっているが、想定はどうであったか。	(ワンストップ課) 来庁者を各窓口へスムーズに案内するため、受付カードを発券し、窓口職員による番号呼び出し操作と連動させ、音声およびディスプレイにより来庁者を番号で誘導するシステムを導入するもの。システムの機能面、運用保守、費用などを総合的に評価するため公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったもの。 ・これまでは市民課という課の中だけで運用していましたが、ライフイベントに関する担当課を新庁舎1階に集中させるため、フロア全体での運用となりました。機能面では、呼び出し状況や待ち状況を案内する機能に加え、利用状況の集計、混雑状況の配信、電子メールによる呼び出しなどの機能も備えました。 ・営業にきた業者が複数あり、そうした業者はプロポーザルに参加すると思っていたのですが応募

・1 者だけの応募の場合、比較する相手がいないが、その場合の選考基準はどうなるのか。 ・合格ラインを下回ったらどうなるのか。 ・提案限度額の 2,500 万円はどのように算定したのか。 ・提案限度額と委託金額の違いは何か。 ・見積金額が低い、理由はなにか。 ・プロポーザルで受託候補者を決定後、その業者から実際に導入するシステムの見積りを改めて徴収するという流れか。 ○総社市リモート窓口システム導入業務 ・他の自治体でも導入しているものか。 ・プロポーザルの参加はどの程度を想定していたのか。 ・応募が 1 者となった理由は何が考えられるか。 ・1 者での応募の場合、最低の合格ラインを設けていたのか。 ・最低ラインは総合計点数に設定したのか。各項目で足切りのような設定はしていないのか。	には至らなかったようです。 ・合格ラインを設け、それ以上であれば合格としました。 ・その場合は失格となります。 ・運用にあたって必要となるシステムの構築費、機材費、設置工事、保守、サポートを含めた金額を計上しています。 ・提案限度額はプロポーザルで提案するときの金額の上限です。委託金額は市が実際に契約する金額になります。 ・見積金額は市が業者に支払う金額になります。業者が広告主から徴収する広告収入が差し引かれたものになります。広告収入がどのくらいになるか想定ができなかったため、その点も含めてプロポーザルで提案していただきました。 ・そのとおりです。 (総務課) 新庁舎 1 階窓口と 3 階以上の庁舎内担当部署、また市内各出張所と新庁舎内の担当部署とをオンラインで接続し、市民と担当職員が円滑に相談や手続き等を行える環境を整備するもの。 ・本庁舎と出先機関を繋ぐために導入する自治体はあるが、本市のように同じ建物の中で 1 階と別の階を繋ぐために導入する自治体は珍しいです。 ・県内の自治体に納入実績のある業者を含め、数社から事前の問い合わせがありました。できるだけ多くの業者が参加できるような仕様でプロポーザルを実施しましたので、複数者の業者が参加すると想定していました。 ・金額面だと考えています。 ・実施要領には記載をしていないが、他のプロポーザルを参考に最低ラインを設定しました。 ・トータルの点数に対して設定しました。各項目での最低ラインの設定はしていません。
--	--

・項目ごとで見ると点数の低い項目が見受けられるが理由はなにか。 ・そのことについて委員間での議論はあったのか。 ・そうしたリスクがあることは、各委員にも伝えたいので評価に反映させることが望ましいです。 ○清音福祉センター吸収冷温水機改修修繕 ・吸収冷温水機とはどんなものか。 ・ほかの場所にある福祉センターも吸収式の冷温水機を採用しているのか。 ・工期延期願が提出されているが、「契約書第20条による」となっているが、契約書には第20条はない。 ・工期を延期し、現在作業期間中のようなが、間に合うのか。 ・工期延期を4ヵ月としているが、もっと長い期間の延期となった場合、解約になる場合もあるのか。 ・空調システムはいろいろ種類があるが、比較検討はしたのか。 ○国民宿舎サンロード吉備路 コンベンションホールシャッター修繕 ・予定価格が随意契約の限度額とほぼ同じだが、予定価格はどのように設定したのか。 ・業者は随意契約となる金額を知っているのか。	・参加した業者の営業所が近くになく早急な対応に不安があることから、保守の項目で低い点数となったものです。 ・その部分についての議論はしていません。 (福祉課) 清音福祉センターに設置されている空調設備が30年以上経過し劣化が進んでいるため、取替修繕を行うもの。 ・灯油を焚いて冷水と温水を発生させることで空調システムに利用するものです。 ・ほかの地区の福祉センターは把握していません。 ・第20条ではなく第5条の誤りです。 ・7月末までの工期延期をしていますが、7月中旬には完成予定です。 ・7月末完成ということで今回は承認をしました。それ以上となると解約も含めた検討が必要と考えます。 ・吸収式のものがランニングコストを含め3割程度安価になるので、この方式を採用しています。 (観光プロジェクト課) コンベンションホールの間仕切りを行うシャッターが故障し、開閉途中で停止したり部品が落下したりする不具合が起きているため、モーター等の取替修繕を行うもの。 ・施設の保守業務を行っている業者から参考見積りを取り、市側で積算しました。 ・今回の業者が知っているかどうかは分かりません。
--	--

・随意契約となるように市側から業者に金額を伝えていないか。 ・1 者からのみ見積徴収をしている理由はなにか。 ・総社市契約規則では、随意契約する場合、2 者以上から見積書を徴することとなっている。例外として 20 万円未満の場合および市長が認めた場合とある。今回の場合は、市長が認めた場合になるのか。	・伝えていません。 ・施設の保守点検を行っている業者であり、この者に修繕を行わせることが最も効率的と判断したためです。 ・市長が認めた場合となります。実務的には部長決裁となります。
○清音軽部支線 3004 号道（防護柵）設置業務 ・予定価格が随意契約の限度額とほぼ同じだが、予定価格はどのように設定したのか。 ・落札率が 100%となっている理由はなにか。 ・2 者から見積りを取っているが、この 2 者にした理由はなにか。 ・地域ごとに担当する請負業者を定めていないのか。	（地域応援課） 土木担当要望に基づき、用水路へ転落する危険性のある箇所に防護柵を設置するもの。 ・担当課の技師が積算した設計金額をもとに設定しています。 ・積算価格は公表されているものを使用するので、市が積算したものと見積業者とでは同じような金額になります。 ・前回こちらの 2 者に声かけたから、次は違う 2 者でというような感じで、これまでの依頼状況を参考に見積り依頼をしています。 ・舗装や路面補修は地域で担当を決めているが、今回のガードパイプのような交通安全施設については決めていません。
○PIO-NET 回線機器移設に伴う業務 ・予定価格はどのように設定したのか。 ・参考見積金額は全国一律となっているが、徴収したのは誰か。 ・落札率が低い理由はなにか。	（交通政策課） 新庁舎への事務所移転に伴い、消費生活センターの業務を行うために必要となる PIO-NET 回線機器の移設を行うもの。 ・参考見積金額をもとに設定しました。 ・今回移設する機器は消費者庁が各自治体に貸与しているものになるので、見積りは消費者庁がシステム構築業者から取ったものです。 ・予定価格を設定する際には、機器の移設とそれに伴う工事が発生することを想定していましたが、実際には機器のみの移設だけとなり、工事が不要となったことによるものです。

○総社市新生活交通システム庁舎移転業務委託 ・契約が年度末となった理由はなにか。 ・システムの移転作業はどのように行ったのか。 ・このシステムは市の回線を使用するものか。	(交通政策課) 総社市新生活交通システムの機器を新庁舎に移転する業務及び移設先の LAN 配線等を行うもの。 ・システム移転作業では部屋のレイアウトや配線作業の確認が必要となりますが、移転先となる場所の決定が年度末となったため、契約も年度末になったものです。 ・作業は金曜日の業務終了後から土・日曜日で作業を行いました。システム機器の移動、LAN配線の設置やシステムの動作確認を行いました。 ・庁舎とは別のシステムです。独自回線で運用しています。
○遠方監視装置移設業務 ・随意契約としている理由はなにか。 ・随意契約にすると金額面以外のところも考慮できるメリットがある。そうした考えがあったのか。 ・見積りを3者から徴収しているが、入札とすることはできなかったのか。	(上水道課) 上水道の遠方監視装置を清音出張所から新庁舎へ移転させる業務。 ・過去に遠方監視装置のプログラミングに携わり、業務に精通した業者に依頼する必要があるからです。今回選定した3者であれば、どこが落札しても対応できると判断しました。 ・そうした考えはありませんでした。 ・入札にすると運転管理に支障が生じるような業者が入札に参加することになるので、随意契約で見積徴収するのがよいとの認識でした。 (事務局) 指名競争入札の業者選定は指名選定委員会に諮って選定しています。入札参加業者に実績などの条件が必要な場合、指名選定委員会に相談いただければと思います。
○遠方監視システム更新（西部地区）工事 ・更新工事となっているが、こちらは以前に携わった業者でなくても大丈夫か。	(上水道課) 総社市上水道更新計画に基づき遠方監視システムの更新を行うもの。 ・更新工事は一から作っていくものなので、過去に携わった業者でなくても大丈夫です。

・一般競争入札の入札参加資格要件の中で、施工実績を平成 21 年以降の実績としているのはなぜか。 ・15 年前の実績で大丈夫か。 ・所在地要件が県内本店となっているが、もっと要件を広くすると問題があるか。	・広く実績を考慮するため、従来から過去 15 年間の実績としています。 ・直近の状況が反映される経営事項審査結果の点数も入札参加要件としています。この点数は完成工事高や技術者の情報をもとに算定されるものです。 ・何かあった時に迅速に対応していただきたいので、近い所に拠点がある業者が望ましいです。
--	--

【まとめ】

- ・随意契約で見積業者を選定する場合の選定基準をルール化・共有化
- ・プロポーザルでの評価基準の明確化(審査委員の目線合わせなど、公平なルール作りの重要性)
- ・基幹システムと業務システムとの体制整備

(3) その他

- ・次回の日程等

(事務局) 次回定例会ですが、10 月 1 日(水) 午後 2 時からで各委員の日程確保をお願いいたします。
 次回の選定の当番は山田委員になりますので、よろしくお願いします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして令和 7 年度第 1 回の委員会を終了します。